

◆利用の前にならずお読みください。

様

社会福祉法人のじぎく福祉会
特別養護老人ホームこすもす園

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（介護予防型訪問サービス・ターミナル支援型訪問サービス）

重要事項説明書

事業所について

事業の種類別	訪問型サービス（介護予防型訪問サービス） （ターミナル支援型訪問サービス）
事業所名称	特別養護老人ホームこすもす園
事業所番号	2872200205
所在地	加古川市神野町神野136-8（主たる事務所） 加古川市神野町神野156-29（従たる事務所）
電話番号	(079) 438-7813
FAX番号	(079) 438-7025
ホームページ	https://www.nojigiku.or.jp/
事業開始	平成29年4月1日
営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から 午後5時30分
管理者	木村 訓子
サービス提供責任者	木村訓子 黒藪愛子 橋弘子 工納慶子
配置職員数	管理者 1名 訪問介護員 10名以上 （訪問介護員にはサービス提供責任者を含む）

◆利用の前にならざるお読みください。

■訪問型サービスご利用の前に

●訪問型サービスご利用前には、必ず「介護保険被保険者証」（以下、保険証）をご提示ください。

また、保険証の内容が変わった場合にも必ず「保険証」をご提示ください。

ご提示の際、特に以下の点をご確認ください。

ご確認ください点	内容
要介護状態区分等	要支援1・2、事業対象者が訪問型サービスの適用となります。

●生活保護等の公的扶助または各種減額、軽減措置を受けられている場合は事前にお申し出ください。

また、各種減額証・減免証をお持ちの場合は、必ずサービスご利用前にご提示ください。

●要介護認定を受けていない場合のサービスご利用（償還払い）の詳細につきましては、地域包括支援センターにご相談ください。

■訪問型サービスご利用の個別計画

地域包括支援センターが作成した支援計画表に基づき契約者の状況に合った介護サービス案を作成いたします。その後、訪問型サービス開始前に契約者もしくはご家族等に対して説明を行い、同意を得たうえで決定いたします。ご利用中の支援計画表の変更に際しても契約者および家族等の同意を得て計画を変更いたします。

■訪問型サービスの利用中止、変更、追加

●契約者の都合による支援計画表の変更は可能です。計画を変更される場合は、ご利用前日までに当園へご連絡ください。

●ご利用中止の場合は、ご利用前日の午後5時30分までにこすもす園へ必ずご連絡ください。ご利用中止の連絡が無い場合は、やむを得ない事情、緊急以外は取消料として1,000円をいただきます。

こすもす園ヘルパー室 電話（079）438-7813

～こすもす園訪問型サービスをご利用の際は、支援計画表が必要です～

地域包括支援センターが支援計画表を作成し、それに基づいて訪問型サービスの提供を行います。

■要介護認定を受けている場合

もよりの地域包括支援センターに支援計画表の作成をお申し込みください。

支援計画表作成の際、こすもす園訪問型サービスご利用希望の旨を、地域包括支援センターにお伝えください。

■要介護認定を受けていない場合

お住まいの市役所・役場の介護保険課もしくは、もよりの居宅介護支援事業者に要介護判定をお申し込みください。

判定の結果、要支援1および要支援2の認定を受けた場合は、もよりの地域包括支援センターに支援計画表の作成を依頼してください。

◆利用の前にならぬお読みください。

介護保険対象のサービス

項目	内容
身体介護	<p>契約者に対する身体介護を行います。</p> <p>●入浴の介助（入浴が困難な場合は清拭します） ●排泄の介助及びおむつ交換 ●食事の際の介助 ●身体の向きを変える介助 ●通院の際の付添い介助 など</p>
生活援助	<p>契約者に対する生活援助を行います。</p> <p>●食事の用意 ●衣服等の洗濯 ●部屋（居室）の掃除 ●日常生活に必要な品物の買物 など</p>

料金表

以下のサービスの金額は加古川市が厚生労働大臣が告示で定める金額を参考として決定した金額であり、これが改定された場合は、自動的に改定されます。

契約者の自己負担額は負担割合証に応じた利用料の割合の額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※端数処理の関係により実際の請求額と若干異なることがあります。

※（）外の数字は介護サービス費の10割、（）内の数字は介護サービス費の1割の金額となっています。

（1）介護予防型訪問サービス

訪問型サービス費	利用料 カッコ内は介護保険1割負担の場合の金額です
訪問型サービス費 11 週1回程度で月に5回以上の利用の場合	12,006円（1,201円）／月
訪問型サービス費 12 週2回程度で月に9回以上の利用の場合	23,983円（2,399円）／月
訪問型サービス費 13（削除） 週2回を超える程度で月13回以上の利用の場合	38,052円（3,806円）／月
訪問型サービス費 21 標準的な内容の指定相当訪問型サービスの 場合	2,930円（293円）／回
訪問型サービス費 22 生活援助が中心で所要時間20分以上45 分未満の場合	1,827円（183円）／回
訪問型サービス費 23 生活援助が中心で所要時間45分以上の場 合	2,246円（225円）／回
訪問型短時間サービス費 短時間の身体介護が中心の場合	1,664円（167円）／回
同一建物減算 1	総単位数の100分の90×10.21を減算
同一建物減算 2	総単位数の100分の85×10.21を減算
同一建物減算 3	総単位数の100分の88×10.21を減算
初回加算（初回利用月にサービス提供責任者が 訪問介護を行う場合）	2,042円（205円）
生活機能向上連携加算 I	1,021円（103円）／月
生活機能向上連携加算 II	2,042円（205円）／月

◆利用の前にならざるお読みください。

口腔連携強化加算（1月に1回を限度）	510円（51円）／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の1000分の245×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の1000分の224×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総単位数の1000分の182×10.21（左記の1割）

（2）ターミナル支援型訪問サービス

訪問型サービス費	利用料 カッコ内は介護保険1割負担の場合の金額です
ターミナル支援型訪問サービス費/211 週1回程度で月に5回以上の利用の場合	12,006円（1,201円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/212 週2回程度で月に9回以上の利用の場合	23,983円（2,399円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/213 月に13回以上	38,052円（3,806円）／月
ターミナル支援型訪問サービス費/221 標準的な内容の指定相当訪問型サービスの 場合	2,930円（293円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/222 生活援助が中心で所要時間20分以上45分 未満の場合	1,827円（183円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/223 生活援助が中心で所要時間45分以上の場 合	2,246円（225円）／回
ターミナル支援型訪問サービス費/2 短時間の身体介護が中心の場合	1,664円（167円）／回
同一建物減算1	総単位数の100分の90×10.21を減算
同一建物減算2	総単位数の100分の85×10.21を減算
同一建物減算3	総単位数の100分の88×10.21を減算
初回加算/2（初回利用月にサービス提供責任 者が訪問介護を行う場合）	2,042円（205円）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の1000分の245×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の1000分の224×10.21（左記の1割）
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総単位数の1000分の182×10.21（左記の1割）

介護保険対象外のサービス

以下のサービスは、介護保険の対象外です。実費をいただきます。

項目	金額	備考
通常区域外訪問 通常区域を超えてからお 客様宅まで	片道走行距離5キ ロごとに100円	加古川市以外の地域への訪問です。
キャンセル料	1,000円/回	ご利用中止の連絡が無い場合は、やむを得ない事情、緊急以外は取消料をいただきます

※料金の変更の際には、変更の1ヶ月前までに文書にてお知らせいたします。

◆利用の前にならざるお読みください。

■利用料金の支払い

利用料金は利用月末締で1か月単位の支払いです。

利用翌月に、前月利用分の請求書を発行します。なお、支払いは利用の翌月20日までに下記のいずれかの方法でお願いいたします。

支払い方法	概要
こすもす園窓口支払い	平日午前9時から午後5時まで受付いたしております。
金融機関への振込み	こすもす園口座への振込み払いです。(振込手数料は契約者負担) 振込先 但陽信用金庫 北野支店 普通預金 5017841 社会福祉法人のじぎく福祉会 特別養護老人ホーム こすもす園訪問介護 施設長 鷺坂 達雄(ワザカツオ)
たんよう自動振替サービス※	契約者の但陽信用金庫口座より利用料金を引き落とします。

※自動振替サービスを利用の際は別途手続きが必要です。詳しくはこすもす園の職員におたずねください。

介護サービス提供に際してのお願い（皆様のご理解とご協力をお願いいたします）

- 契約者担当の訪問介護員はこすもす園が決定します。また、サービス提供時は複数の訪問介護員が交替してサービスを提供いたします。
- 契約者からの担当訪問介護員の指定はできません。訪問介護員の交替を希望の場合は、交替を希望される理由をこすもす園へお知らせください。
- こすもす園の事情により訪問介護員を交替する場合がございます。その際、契約者および家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。
- 介護サービス提供に関する指示は、契約者の事情、意向等に十分に配慮したうえで、こすもす園から訪問介護員に直接行います。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- 契約者以外の方へのサービス提供はできません。また、契約者以外（契約者の家族を含む）への介護、食事の提供、衣類洗濯、契約者の居室以外の掃除等はいたしません。
- 介護サービス以外の業務（庭の掃除、故障箇所の修繕、預金の預け払い、医療行為等）はいたしません。
- 通院等、移動付き添いは、タクシー・バス等の公共交通機関を利用の場合に限らせていただきます。
- 契約者および家族様等からの金銭・物品の授受は一切いたしません。

■この場合 契約は 終了します

- ①契約者が死亡された場合。
- ②要介護認定によりご契約者が自立または要介護状態と判定された場合。
- ③当園が解散、破産、またはやむをえない事由により閉鎖した場合。
- ④当園の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当園が介護保険の指定を取り消された場合。
- ⑥当園が介護保険の指定を辞退した場合。
- ⑦契約者が解約または契約解除の申し出をされた場合。
(希望日の7日前までにお申し出ください)
- ⑧当園が契約解除を申し出た場合。(1ヶ月前までに通知いたします)

◆利用の前にならざるお読みください。

<p>■この場合 契約者は 即時に契約 を解除する ことができ ます</p>	<p>①契約者が介護保険対象外サービスのご利用料金の変更に同意できない場合。 ②契約者が当園の運営規程の変更に同意できない場合。 ③契約者が入院された場合。 ④当園が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。 ⑤当園がご契約者の守秘義務に違反した場合。 ⑥当園が故意または重大な過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為をおこなった場合。 ⑦他のお客様による契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為の恐れがある場合において、当園が適切な対応をとらない場合。</p>
<p>■この場合 当園が契約 を解除いた します。</p>	<p>※以下の場合は、事業者より1ヶ月前に契約者に通知いたします。 ①契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項を当園にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。 ②契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項について、当園に偽りの情報をお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。 ③契約者によるサービス利用料金のお支払いが3か月以上遅延した場合。 ④契約者が故意または重大な過失により他のご利用者または当園および当園職員等の身体・財物・信用等を傷つける行為をされた場合。 ⑤契約者の行動により他のご利用者または当園および当園職員等の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。 ⑥契約者が、当園において重大な自傷行為を行うおそれがある場合。</p>

■損害賠償について

- 当園の責任によって契約者に損害を生じさせた場合、当園は速やかにその損害を賠償いたします。
ただし、契約者側の故意または過失が認められる場合において、契約者の心身状況を考慮したうえで、当園の損害賠償責任を減じる場合がございます。
- 当園は、当園の責任による理由がない限り損害賠償責任を負いません。
とりわけ、以下の場合は、当園は損害賠償責任を免れます。
 - ①契約者および家族が契約の際、または当園がお客様の状況についておたずねした際心身の状況および病歴等の重要事項を当園にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。
 - ②契約者および家族が契約の際、または当園がお客様の状況についておたずねした際心身の状況および病歴等の重要事項を当園に偽ってお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。
 - ③契約者の急激な体調の変化など、当園が実施したサービスに起因しない事由により損害が発生した場合。
 - ④契約者が、当園および当園職員の指示等に反して行った行為により損害が発生した場合。

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名</p>	<p>損害保険ジャパン株式会社</p>
<p>加入保険名</p>	<p>しせつの損害補償</p>

内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所までご連絡ください。

■事故が発生した場合

事故が発生した場合には、契約者や家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

◆利用の前にならざるお読みください。

■緊急時の対応について

契約者に対して緊急を要する場合、主治医および担当介護支援専門員（ケアマネージャー）へ速やかに連絡し、緊急マニュアルにしたがい、適切かつ迅速な措置を講じます。

●緊急時対応窓口　こすもす園訪問介護事業所　電話(079)438-7813　FAX(079)438-7025

■苦情ご相談の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の受付担当者または第三者委員が受け付けます。

<受付担当者>　木村訓子　黒藪愛子　橘弘子　工納慶子

<受付日時>　月曜日から土曜日　午前9時から午後5時

<電話番号>　079-438-7813（訪問介護事業所）

079-438-7770（こすもす園）

<第三者委員>　宗行　正明　電話(080)3137-5529

中村　昌由　電話(090)7762-9350

<苦情解決責任者>　木村　訓子　（管理者）

●第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

●苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

■公的機関における苦情受付窓口

以下のところでも苦情の受付をいたしております。

●加古川市福祉部法人指導課

電話：(079)427-9391　住所：加古川市加古川町北在家2000

月曜日から金曜日（平日）　午前8時30分から午後5時15分まで受付

●国民健康保険団体連合会

電話：(078)332-5617　住所：神戸市中央区三宮町1-9-1-1801

月曜日から金曜日（平日）　午前8時45分から午後5時15分まで受付

●兵庫県運営適正化委員会

電話：(078)242-6868　住所：神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

月曜日から金曜日（平日）　午前10時から午後4時まで受付

■サービス提供責任者の変更

担当のサービス提供責任者に関しては、いつでも変更できます。ご相談下さい。

■プライバシー（個人情報）の保護

当事業者がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

■家族等への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

■記録の保管

サービス終了後、5年間は記録を保管しています。記録の閲覧、写しの交付は本人及び家族に限ります。

◆利用の前にならざるお読みください。

■身体拘束について

当該利用者、または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

やむを得ず行う場合は、契約者や家族に説明し同意を得ます。またその実施状況を記録します。

■非常災害時について

別紙に定める非常災害対策計画のとおりとします。（窓口に設置）

■虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね1か月に1回開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

■業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

■衛生管理等について

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1か月に1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

■担当者の禁止行為

サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘は行いません。

■重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者に書面にて通知し、同意を得るものとします。

◆利用の前にならずお読みください。

■身分証明書の携行

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示します。

◆利用の前にならずお読みください。

■説明のご確認

説明日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

説明場所 _____

訪問型サービスの提供に際し、この書面にに基づき、この重要事項説明書に記載する事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人のじぎく福社会 理事長 栗原 英治 印

説明者 職名 氏名 印

私は、この書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所
氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者 住所
氏名 印

立会人（契約者家族） 住所
氏名 印

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私 _____ および代理人 _____ は、社会福祉法人のじぎく福祉会特別養護老人ホームこすもす園が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の範囲内での使用、提供、および収集することに同意します。

1 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

2 個人情報の内容

住所、氏名、性別、生年月日、年齢、電話番号、職業、年収、資産（住居）
社会保険関係情報（要介護度、年金、保険種別、記号、番号、有効期限、記載情報）
病歴情報（体重、血液型、バイタル情報、感染症の有無、病名、既往歴、投薬情報）
生活情報（婚姻歴、家族、親族、資産、宗教、食事形態、嗜好品、趣味）
各種サービス利用情報（介護保険サービス関係、その他のサービス）
取引金融機関、写真（人物が特定されるもの、介護保険者証、身体の状態、部屋の様子等）
家族・親族・保証人の住所・氏名・性別・生年月日、年齢、電話番号、続柄、勤務先、職業

3 利用先

当施設の事業所、各種福祉・医療機関、行政関係、認定評価機関、委託先事業者、各種取引業者、善意の報道関係、当法人機関紙、事業所広報誌、家族・親族、実習生、ボランティア

4 利用目的

- (1) 事業所が提供する、介護・福祉サービスのため
- (2) 各種サービス利用上の情報提供と正当な問い合わせ
- (3) 行政機関からの正当な問い合わせ
- (4) 法令上の監査、自主的な評価監査上の必要性のため
- (5) 家族・親族（限定する場合は別記記載）からの問い合わせ
- (6) 本人からの開示請求

5 利用条件

- ・ 家族の限定の有無 有 無 有の場合（ ）
- ・ その他条件 （ ）

6 その他

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

本人（利用者）住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄（利用者との関係） _____